

令和8年度事業計画

アメリカによるベネズエラへの軍事行動等の動向やアメリカとイスラエルによるイランに対する大規模な軍事攻撃と報復措置としてのホルムズ海峡が事実上封鎖、ロシアによるウクライナ軍事侵攻も終息が見えず、国際情勢はエネルギー市場に深刻な影響を及ぼす事象が相次いでいます。LPガスは、地政学的に極めてリスクの少ないエネルギー安全保障上、大変貴重な存在です。現時点においてLPガスの調達に特段の支障を来たす状況はありませんが、不確実性が高まる世界情勢において、引き続き、国際エネルギー市場動向の推移を注視が必要です。

LPガス業界では、令和3年4月に公表された「液化石油ガス安全高度化計画2030」が中間評価され、見直し計画が公表されることとなります。全体での事故は安全高度化指標を下回っているものの、販売形態別で質量販売、起因者別で消費者及びその他、場所別で業務用施設における傷害事故については、安全高度化指標を上回る状況です。新たに見直されたアクションプランを注視し、2030年時点にて全ての安全高度化指標達成となるよう更なる保安対応が必要となります。

昨年12月には、内閣府首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて首都直下地震の新たな被害想定が報告されました。被害想定数値については、各団体の公表内容に差異はありますが、いずれも甚大な被害が想定されていることには変わりありません。LPガス業界として、首都東京のLPガス事業者団体として防災対策の備えを常日頃から組織建てて検討する必要があります。また、昨年閣議決定された第7次エネルギー基本計画にも記載されている「最後の砦」の有用性を発揮するためにも東京都ならびに各区市町村へのLPガス設備設置の要望とともに道路交通網の途絶により配送不能のリスクを鑑み、軒先在庫としての重要性を強く訴求し、避難所となる小中高校施設や避難が困難になる都民施設等へのLPガス常設常用や発電機設置要望が引き続き必要です。

一方、令和6年に改正省令が公布され、令和7年に完全施行された「販売の方法の基準」としてLPガスの商慣行を是正するための新たな規律は、各社にて「過大な営業行為の制限」「三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示・計上禁止）」「LPガス料金等の情報提供」の対応がされております。今後、更なる実効性確保が必要となっており、各社における「自主取組宣言の公表」も注視されております。より一層LPガスが消費者から信頼されるエネルギーとなるよう業界として、料金透明化を図り、実効性の徹底が求められます。

今年度も経済産業省、東京都及び全国LPガス協会と連携し、より一層保安の確保と取引の適正化を進めて参ります。

令和8年度の事業計画は、以上の事柄を踏まえお客様にLPガスを安全・安心に提供できるよう以下の諸事業を推進して参ります。

1. 保安対策事業

① 保安高度化講習会の実施

液石法第18条に基づき販売事業者等の従業員を対象とした保安高度化講習会を東京都と共同事業として開催し、会員各位の保安意識の更なる向上に努める。同時に保安機器等に関する展示ブース、VR機器を使用した保安に関する体験ブースを設け、保安技術向上にも努める。

② 「LPガス安心サポート推進運動」の実施

全国LPガス協会が主体となり、令和3年度から「LPガス安心サポート推進運動」として5年間実施する当運動は、当協会独自の重点事項を推進し、事故の未然防止に努める。具体的な保安推進運動の内容は別紙1のとおり。

③ 「自主保安活動チェックシート」の実施

「LPガス安心サポート推進運動」の一環として、販売事業者が自主保安活動チェックシートにより保安活動を検証し、事故ゼロを目標に保安意識向上と保安の確保に努める。

④ 製造事業所、容器検査所等の保安対策

LPガス製造施設において保安管理体制を徹底するとともに自主点検を行ない、安全確保と事故防止を図る。

⑤ LPガス放置容器の回収処理

都内で発生している放置容器の回収処理を迅速に行い、事故防止を図る。

2. 需要促進事業

災害時におけるLPガスの有用性、避難所及び一時滞在施設等へLPガス仕様GHPや非常用発電機普及は必要不可欠であることを強く訴え、GHP等導入に努める。同時に災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」となる重要なエネルギーであることを踏まえ、軒先在庫としてLPガス常設常用についても必要性を提言し、LPガスの拡販に努める。

また、「需要開発推進運動」に本年度も参加し、「より多くのお客様にLPガスをお届けする」目標を実現するため、「進化するLPガス」、「究極のライフラインLPガス」、「人を育むLPガス」の3本の矢を推進し、需要拡大を図る。

3. 高圧ガス保安協会関連事業

① 東京都液化石油ガス教育事務所事業

高圧ガス保安協会東京都液化石油ガス教育事務所として資格者養成と技術向上を図るため、各種資格取得講習（オンライン講習を含む）及び検定試験並びに資格更新のための講習会（オンライン講習を含む）を別紙2の「令和7年度講習会予定表」のとおり実施する。

また、オンライン講習受講が出来ない受講者の受け皿として、映像集合教育を実施する。

② 東京都液化石油ガス試験事務所事業

高圧ガス保安協会より委託を受け高圧ガス試験（液化石油ガス関係）を高圧ガス保安協会東京都液化石油ガス試験事務所として実施する。

4. 販売事業者指導支援事業

お客様相談所を協会内に開設し、L P ガス消費者から寄せられるL P ガスについてのさまざまな疑問、要望、意見等に適切に対応する。

また、L P ガス販売事業者の取引の適正化、料金の透明化に寄与し、消費者のL P ガスに対するイメージ向上に繋がるよう努める。

5. 取引適正化推進事業

各県協会と連携し特商法違反やL P ガス切替勧誘、給湯器点検商法に関するトラブルの事例を関係行政に発信し、L P ガス取引適正化を推進する。また、商慣行是正に向けた省令改正に関する情報発信をおこない、改正省令の実効性確保に努める。

お客様に対するL P ガス切替勧誘に関するトラブル注意喚起チラシについても複数種の提供が可能となるよう準備をおこない、会員に周知をおこなう。

6. 競合エネルギー対策の推進事業

競合エネルギーの動向に注視し、各県協会とも連携し会員事業者に必要な情報提供が出来るよう努める。また、カーボンニュートラル等を見据えた検討推進、情報提供に努める。

7. 広報活動事業

広報誌「エルピー東京」を年4回発行し、業界動向、当協会の活動状況等の情報を積極的に提供し、会員の事業活動に貢献できるようにする。

協会ホームページの内容充実を図り、会員とL P ガス消費者双方への情報発信に努める。

8. 防災訓練への協力参加

東京都高圧ガス地域防災協議会のL P ガス部門を担当し、行政及び関係機関との連携強化を図る。また、L P ガスの特性及び保安対策に関する再認識を目的に、令和8年度東京都高圧ガス防災訓練に参加する。

東京都総務局主幹の総合防災訓練への参加、地震・風水害等の発災におけるL P ガス設備の展示による情報周知をおこなう。

9. 高圧ガス保安活動促進週間への協力参加

法令遵守及び保安意識の高揚を図るため、自主保安活動促進週間の活動に参加する。

10. 災害発生時等の情報連絡手段の確保

東京都が都庁各局及び関連団体に配備した業務用M C A 無線機により定期的に通信訓練を行い、当協会と東京都の災害発生時等の情報連絡を確保する。

また、当協会会員事業者に配備されたM C A 無線を用い、災害時組織体制

に基づき、月1回の定期通信訓練を実施し、不慮の災害時の対応に備える。

1 1. 石油ガス地域防災対応体制整備事業

経済産業省の補助事業として実施している石油備蓄法の災害時供給連携計画に基づき、防災訓練等を通じ会員相互の連携体制を強化し、災害時の保安及び安定供給確保に努める。

1 2. 保安功労者、優良事業所等表彰の推薦

永年に亘りLPガスの保安業務に精励され、業界及び当協会に貢献された個人及び事業所に対し、保安功労者、優良事業所等として、各保安大会等に推薦する。

1 3. 行政庁及び関係団体への協力

行政機関及び関係団体と相互に連携して、関係業務の円滑な運営を図る。

1 4. 協会組織の検討

再編成をおこなった新支部について安定的な支部活動を実施していくための一助となるように努める。引き続き、会員事業者減少による支部再編成に取り組む。

また、発災時の協会災害対策組織見直しや防災事業所の再整備等いつ起こるとも限らない首都直下地震への備えをおこなう。

教育事務所事業オンライン化等の収入減少対策としての新たな収入源の創出、ビジネスサポートサイトでの商材拡大と利用率向上、協会の財政改革、組織体制の整備及び事務合理化の推進を図る。引き続き、中長期的な事業体制を見据え、人材育成等を進める。

1 5. 登録、認定、届出等の指導業務

会員及び入会希望者の登録、認定、届出及び免状交付手続き等の指導業務をおこなう。

1 6. 賠償責任保険その他関連業務

全国LPガス保安共済事業団東京都支部として、液化石油ガス法に基づくLPガス販売事業者賠償責任保険及びLPガス受託認定保安機関賠償責任保険等の加入受付をおこなう。あわせて、個人情報漏えい賠償特約、総合賠償特約、労働災害総合補償特約及び自然災害に対する供給設備の保険に関する加入受付、LPガスライフ支援制度の加入受付をおこなう。

また、昨年度よりオンラインでの加入手続きが開始された。完全移行に向け、会員に周知ならびにサポート対応をおこなう。

1 7. 区市町村との災害協定締結事業

東京都の災害協定の未締結区市町村との協定締結を目指し、全会員が一致団結した活動に努める。また、既に締結済みの災害協定等の見直しを行い、有事に備える。